

令和2年度における立入検査結果について

令和3年5月  
関東東北産業保安監督部  
電力安全課

関東東北産業保安監督部において、電気事業法第107条第2項、第4項又は第5項に基づき、令和2年度に実施した立入検査の結果は、以下のとおりです。

○電気事業者

検査対象事業場数	選定理由
3	電気事業等の社会的に重要と認められる事業用電気工作物

○自家用電気工作物設置者

検査対象事業場数	選定理由
1	電気関係報告規則第3条の規定に該当する事故が発生した事業場
1	電気保安の実態を把握するため

○一般用電気工作物所有者等

検査対象事業場数	選定理由
1	保安上立入検査の実施が必要と認められたため

○指摘事項について

指摘事項	指摘件数	指摘具体例
設置者は保安規程を遵守すること。	1	定期点検結果が確認できなかった。
その他	1	技術基準適合性が確認できなかった。